

# 自賠責保険(共済)制度 について

損害保険料率算出機構

自賠責損害調査センター

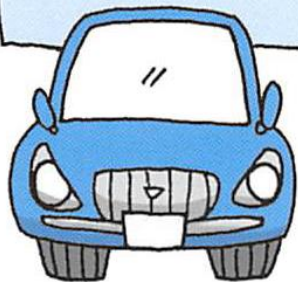
首都圏本部医療調査課

# ■ 自動車の保険の種類

## 自動車の保険

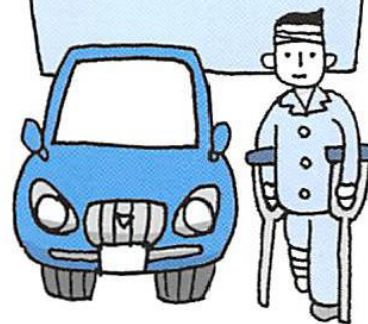
### 強制保険

自動車  
損害賠償責任保険  
(略称：自賠責保険)



### 任意保険

対人賠償保険



その他に

- 人身傷害補償保険
- 搭乗者傷害保険
- 自損事故保険
- 無保険車傷害保険
- 対物賠償保険
- 車両保険

# 自賠責保険の請求者と請求方法

	被害者	加害者
本請求	<p>加害者から賠償が受けられなかった場合、加害者の加入している保険会社に直接損害賠償額の請求ができます。</p> <p>なお被害者は実際に支払った治療費等の限度において、損害賠償確定前であっても損害賠償金の請求ができます。</p>	<p>加害者がまず被害者に損害賠償金を支払ったうえで、その領収証その他必要書類を添えて保険金の請求をします(未払い部分の保険金請求はできません)。</p> <p>なお加害者は損害賠償金を支払った限度において、損害額確定前であっても保険金の請求ができます。</p>
仮渡金	<p>当座の出費をまかなうために、前払金として請求できます。</p> <p>支払われる金額は、次のとおりです。</p> <p>① 死亡の場合 —— 290万円</p> <p>② 傷害の場合 —— その程度に応じて40万円、20万円、5万円の3段階があります。</p>	<p>請求できません。</p>

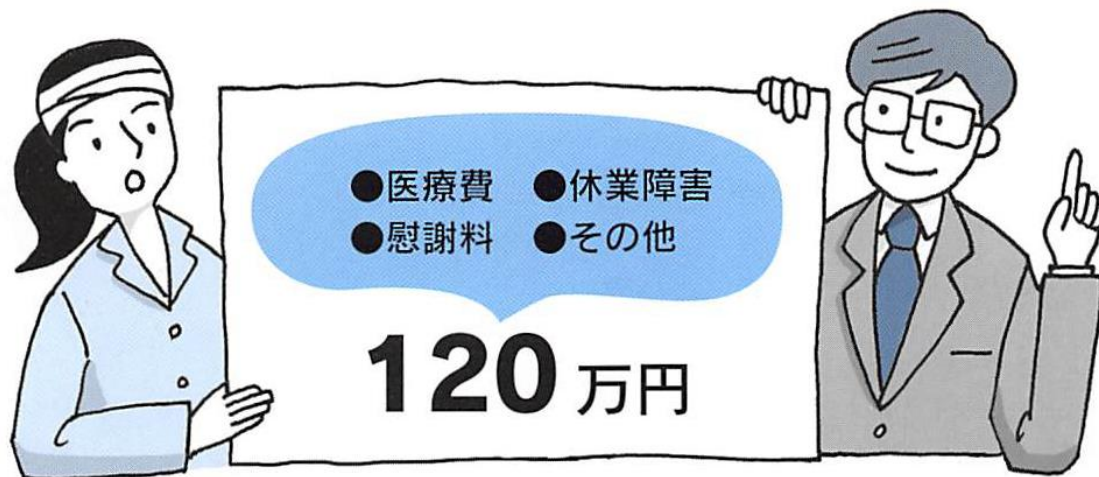
# ケガのときの支払限度額は120万円

自賠責保険の支払限度額は下表のとおりです。ケガのときは120万円まで支払われることになっています。

ケガのとき	後遺障害があるとき	死亡のとき
120万円まで	75万円(14級)～ 4,000万円(1級)まで	3,000万円まで

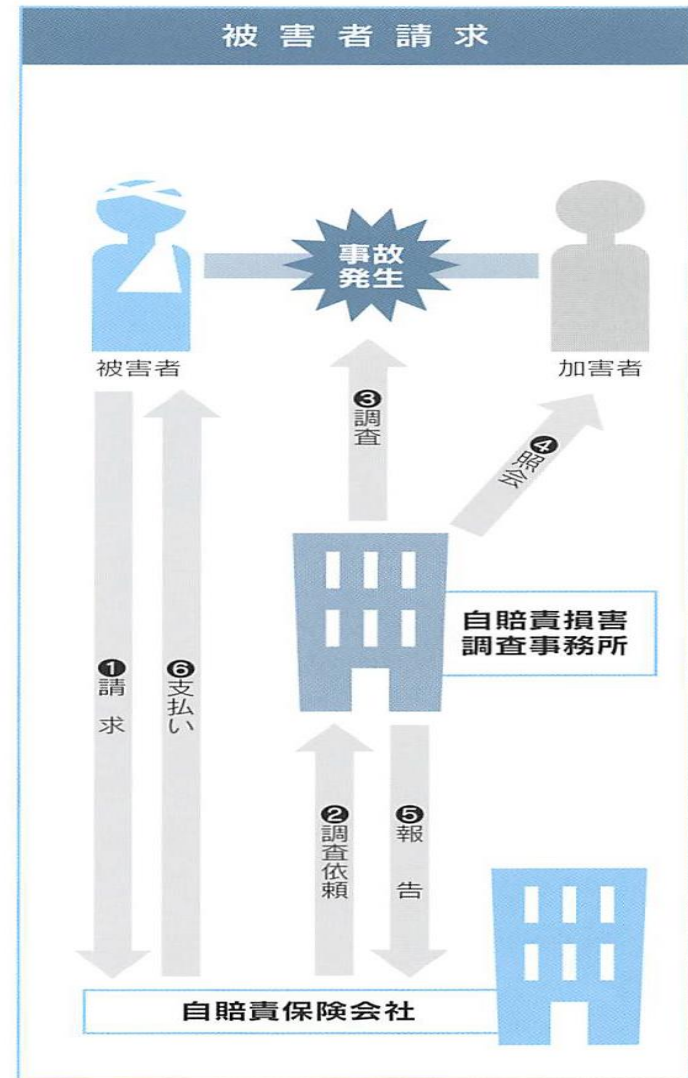
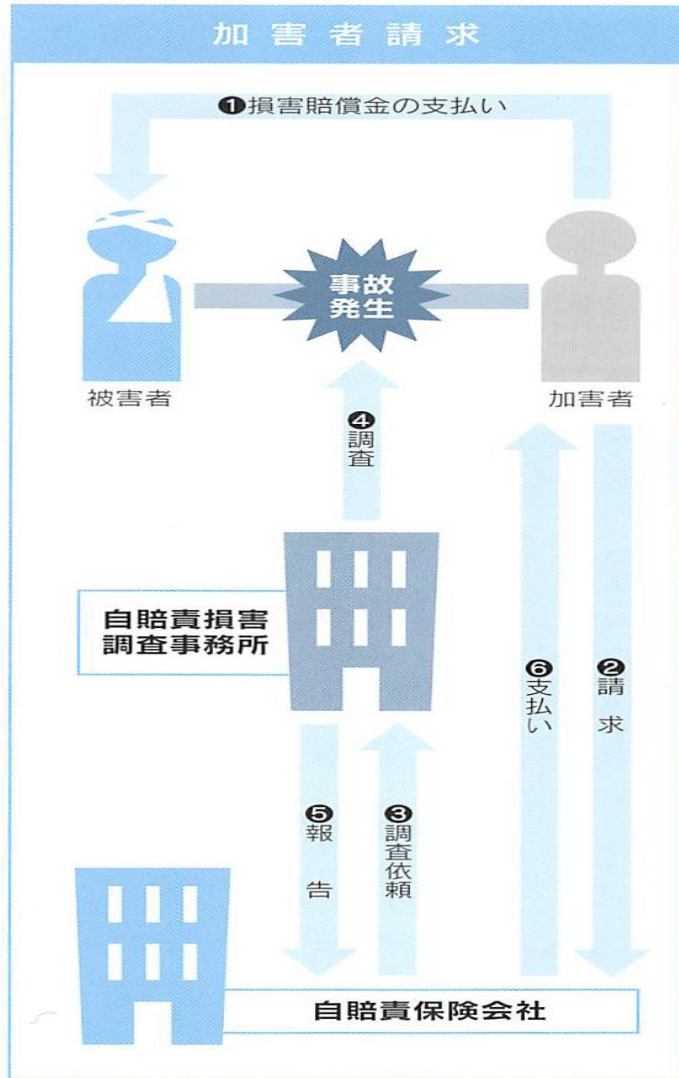
医療費だけでなく、それぞれの算出方法で求めた休業損害や慰謝料等も含めて120万円まで(注)となっている点にご注意ください。

(注) ケガを負った結果、死亡または後遺障害に至った場合の医療費等も同様です。



# 請求から支払まで

自賠責保険では、誰でも公正で適正な補償が受けられること、また被害者救済のため迅速な調査が行われることが重要であり、自賠責保険会社で受け付けられた請求はすべて損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査し、その結果にもとづいて各自賠責保険会社が最終的に確定した額をお支払いします。



# 損害保険料率算出機構とは

損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された法人です。(2002年 7月に自動車保険料率算定会(自算会)と損害保険料率算定会(損算会)とが統合しました)。

主な業務は次のとおりです。

## 1. 参考純率と基準料率の算出・提供

火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率、自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

## 2. 自賠責保険(共済)の損害調査

自賠責損害調査センターにおいて、全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

## 3. データバンク機能

各種の保険データを収集し、分析・研究を行い、会員保険会社や社会に提供しています。



## 支払限度額が増えるとき

自賠責保険のケガのときの支払限度額は120万円までですが、その支払限度額が増える場合があります。それは、加害自動車が複数あるときです。

加害自動車が複数ある場合は、加害者は連帯して被害者の損害を賠償しなくてはならないため、自賠責保険のケガの限度額は  $120\text{万円} \times \text{加害自動車数}$  ということになります。

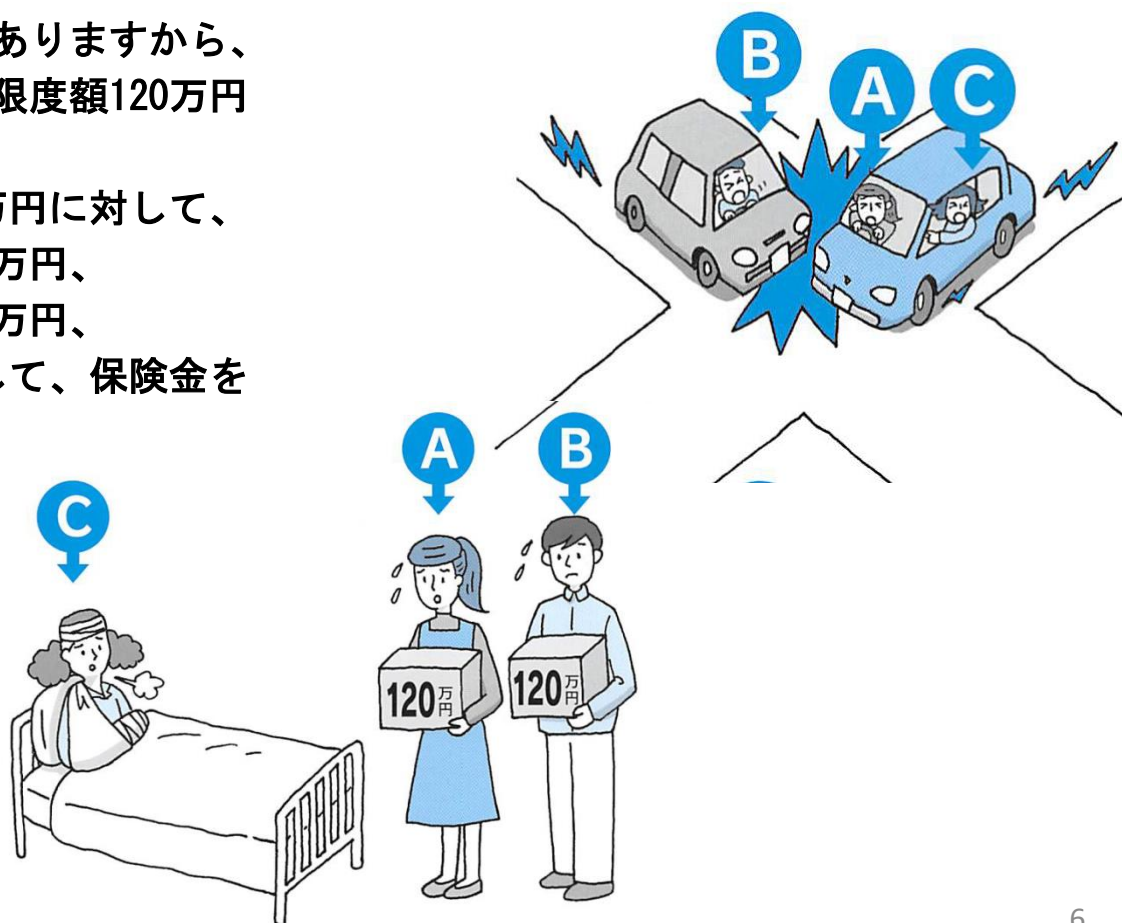
〔例〕 A車とB車が出合頭に衝突してA車の同乗者Cが負傷、240万円の損害を被った。

A車とB車のそれぞれに責任がありますから、それぞれの自動車について支払限度額120万円まで支払われます。

この場合 Cは、損害額240万円に対して、

- ・ A車の自賠責保険から120万円、
- ・ B車の自賠責保険から120万円、

計 240万円を支払限度額として、保険金を受け取ることができます。



# 限度額が減額されるとき

自賠責保険では被害者に重大な過失がある事故の場合のみ減額されます。

被害者に重大な過失があったかどうかは具体的な事故状況等を詳細に調査したうえで判断されます。

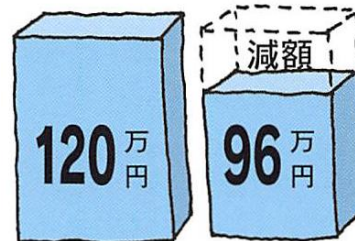
自賠責保険の減額の割合は20%、30%、50%の3種類です。

これらの減額割合が適用されるのは死亡、後遺障害の時だけで、医療費等を含むケガについての減額の割合は20%だけと決められています。

減額適用上の 被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害または死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

## 〔減額される例〕

- ①一時停止標識を見落として侵入し、相手(加害)自動車と衝突した。
- ②突然進路を変更して割り込み、相手(加害)自動車と衝突した。





# 請求はどうか（I）

医療機関からの医療費の請求は、被害者請求の利用が基本で、方法は、2通りです。

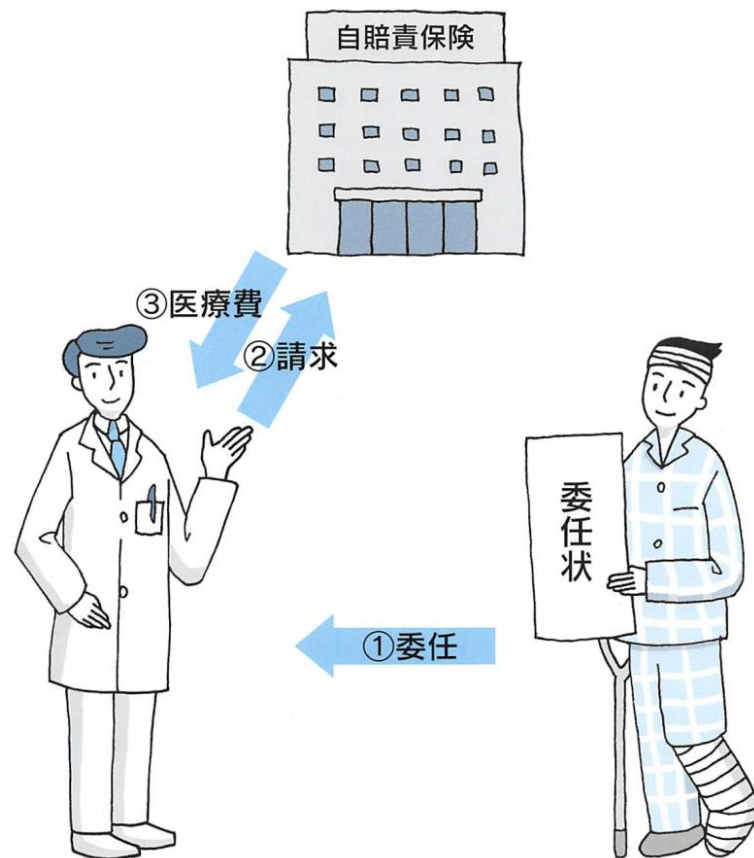
## ① 被害者請求の受任

医療機関が患者から医療費に関する請求・受領の委任状を取り付けて、直接自賠責保険会社に請求し、受け取る方法です。

これを医療費の受任請求といいます。

ただし、この場合の受任は医療費に限ってのことをいいます。

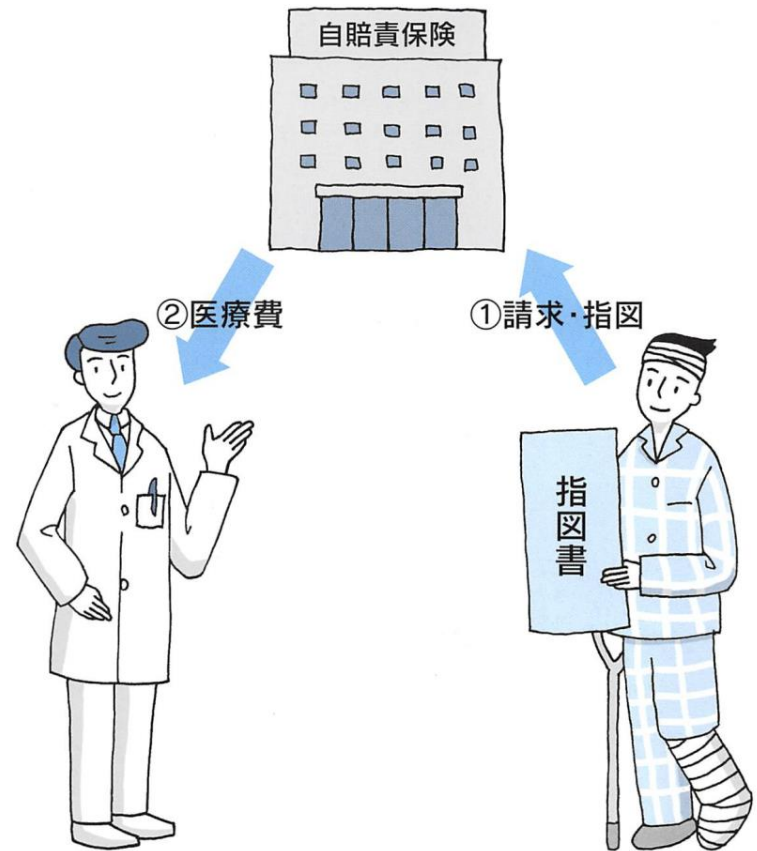
患者のすべての損害について受任するような意味での受任とは異なりますので、ご注意ください。



# 請求はどうするか（Ⅱ）

## ② 被害者請求による医療費の支払指図

医療機関が直接請求するのではなく、患者が自賠責保険に医療費などを含めて請求し、そのうち医療費については医療機関に支払うように自賠責保険会社に指図する方法です。支払指図方式は非常に簡便ですが、あくまでも請求者は患者です。そのため請求後、医療費と患者自身の損害額等とを合計して、支払限度額を超えた場合は、支払いの割り振りについて患者と打ち合わせが必要になります。また、自賠責保険会社や自賠責損害調査事務所からの連絡は、請求者である患者宛に行われ、医療機関宛には行われませんのでご承知ください。



# 一括払

任意保険会社が自賠責保険で支払われる金額を立替えて任意保険の金額とまとめて支払う方法があります(自賠責保険部分は後で、任意保険会社が自賠責保険会社に請求し回収します)。  
これを「一括払」といい、支払い窓口が一元化されます。

